

# 公益財団法人日本学生航空連盟

## 認定指導員規則

### (目的)

加盟団体の操縦教育の安全と指導技術の向上のため、本連盟の認定指導員の資格を認定し、登録を行ない、技能維持の管理を行う。

### (総則)

1. 公益財団法人日本学生航空連盟（以下本連盟という）約款の「目的および事業」を推進するため、本連盟に認定指導員制度を置き、この規則を設ける。
2. 本連盟の訓練は指導員の監督のもとにおいてのみ滑空訓練を行うことができる。
3. 認定指導員とは、航空法の定める操縦教育証明を有し、加盟団体（原則として出身校）航空部長もしくはその委嘱を受けたものが推薦した者で、本連盟が以下に定めた基準により訓練指導の適格者として認定した者をいう。
4. 認定指導員は訓練指導の必要に応じ助手を設け飛行訓練を行うことができる。
5. 助手は航空法の定める滑空機操縦教育証明の資格を持ったものでなければ飛行訓練に当たってはならない。
6. 認定指導員は、訓練指導にあたっては技能と識見を養い、自覚と誇りをもって常に安全性の確認に努めなければならない。

### (指導員認定基準)

#### 1. 履 歴

- (1) 教育証明取得後・・・・・・・・6ヶ月以上
- (2) 同乗教育回数・・・・・・・・500回以上
- (3) 単独飛行教育回数・・・・・・・・10回以上
- (4) 年間2時間10回以上の操縦飛行を行った飛行経歴を有し、過去2年間に本人の理由による重大な事故などがないこと。
- (5) 必要に応じ**訓練所長**のもとで3合宿以上の実習
- (6) 安全飛行大会、安全講習会の参加経験もしくは同等の経験
- (7) 指導員に従事していた認定指導員が何らかの理由で訓練飛行の指導にブランクを生じた場合の復帰認定については**後掲の（訓練飛行にブランクのある復帰者の再認定）**による。

#### 2. 知識及び技能

- (1) 最新の航空知識・・・・・・・・航空法（改正項目）、空域の変更状況など
- (2) 集団指導要領・・・・・・・・スポーツ指導員と大学課外活動の理解
- (3) 合宿指導・・・・・・・・訓練所施設の的確な利用法

- (4) 日本学生航空連盟 . . . . . スポーツ手帳、事業計画
- (5) 訓練指導 . . . . . 訓練開始から終了までの指導
- (6) 技能審査課目 . . . . . 自家用、教育証明
- (7) 緊急処置 . . . . . 指導要領義務および必要条件

### 3. 義務および必要条件

- (1) 指導者としての人格と識見を備えていること。
- (2) 指導員認定更新、制度の改定や安全対策のための会議及び研修会に積極的に出席すること。
- (3) 訓練指導および技量向上のための研究を目的に行なう講習会や研究会に積極的に出席すること。
- (4) 本連盟の事業には優先的に参加する。
- (5) その他、必要に応じて開催する会議に参加する。
- (6) 指導員更新研修会議に出席していること。

### (認定手続)

- 1. 所属加盟団体（**原則として**出身校）の航空部部長もしくはその委嘱を受けた者（通常監督）が認定対象者の認定を本連盟に対して**所定の用紙にて**申し出る。
- 2. **各地区訓練所長**またはその指名するものが、認定対象者に対して、講習または口頭試問、訓練指導状況**チェックリスト**などの結果、要件を満たすと認める場合認定し、登録料を徴収する。
- 3. 認定指導員の認定期間は2年以内とする。

### (継続および技能の維持)

- 1. 2年に一度の本連盟の実施する指導員更新研修会議に出席・受講する。
- 2. **1年以内に2時間、10回以上の操縦の教育を行った飛行経験を本人の管理により保持する。**
- 3. 直近180日間に3回以上の離着陸経験を本人の管理により保持する。

### (認定指導員の定年)

- 1. **満70歳を迎える事業年度の末日（3月31日）を定年日とする。但し、定年年齢を超えても航空部長の文書申請により特例として、最長72歳を迎える事業年度の末日まで定年の延長を認める。**
- 2. **対象訓練は日本学生航空連盟加盟校並びに加盟社会人団体が運航するグライダーの同乗飛行指導とする。但し、ライセンスへの飛行指導、学連事業の飛行は除く。**

## (資格の喪失)

認定指導員であって次の各項に該当する者は、本連盟の決定によって、その資格を失うものとする。

1. 正当な理由なしに、所定の研修会に2年続けて欠席したとき。
2. 本連盟諸規程に違反し、認定指導員としての体面を汚すような行為があったとき。
3. 本人の原因とみられる理由によるインシデントや事故について再発の危険があると認められるとき、または悪質な飛行があったとき。
4. 辞任の申し出を受理したとき。認定指導員が辞任したいときは、その理由を付して所属加盟団体（加盟校）の監督が本連盟に申し出るものとする

## (訓練飛行にブランクのある復帰者の再認定)

### 1. 再認定プロセス

| 番号  | 項目                   | 担当者                              |
|-----|----------------------|----------------------------------|
| (1) | 自家用パイロットとしての復帰訓練     | 学科・飛行訓練シラバスを参考にして所属クラブで実施。（自己責任） |
| (2) | 指導員への復帰訓練量と期間のアセスメント | 所属クラブ監督                          |
| (3) | 復帰プログラムの作成           | 所属クラブ監督                          |
| (4) | 復帰訓練と定期的確認           | 同上                               |
| (5) | 最終確認による復帰            | 訓練所長                             |

### 2. アセスメントの方法

- (1) アセスメントは一般航空知識及び訓練飛行技術のそれぞれについて所属航空部監督が行う。
- (2) 一般航空知識は自家用操縦士実地試験または指定養成テキストに基づいて実施する
- (3) 訓練飛行技術の復帰訓練については所属クラブ監督と「フライトチェックリスト（復帰訓練用）」に基づく飛行を行い、ブランク期間の長短および本人の年齢により以下の目安を参考に設定する。

| ブランク期間 | 復帰訓練回数の目安                    |
|--------|------------------------------|
| 3年未満   | フライトチェックリスト（復帰訓練用）の技量確認飛行による |
| 10年未満  | 認定指導員の監督下での100回の訓練指導飛行       |
| 20年未満  | 同 200回                       |
| 20年以上  | 同 400回                       |

#### 年齢による訓練回数増減

|       |      |
|-------|------|
| 40歳未満 | ±0   |
| 60歳未満 | +10% |
| 60歳以上 | +20% |

### 3. 復帰訓練

上記復帰訓練の途中及び最終段階で100回ごとに**訓練所長または所属クラブ間監督**の飛行確認を受けアセスメント回数の増減を行うことができる。

#### **(付属書類)**

指導員認定申請書（様式第20号）

フライトチェックリスト（復帰訓練用）

訓練指導状況チェックリスト

#### **(改定履歴)**

1971年6月15日施行

1999年5月1日改定

2011年6月19日全面改定

2024年10月1日改定

以上